

須賀川市立仁井田小学校 「いじめ防止基本方針」

平成30年3月改訂

1 基本理念

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。そして、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

2 いじめに対する基本的な考え方（基本方針）

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法 第2条」）

（2）いじめ防止対策のための組織

① 「生徒指導全体会」

全職員で配慮を有する児童（気になる児童）について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、全教職員、場合によってはSC、SSWによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

（3）いじめ未然防止のための取組

① いじめを許さない学校づくり

《教育活動全体を通して》

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」指導
- ・ 好ましい人間関係の醸成

② 学びの基礎となる望ましい学級・集団づくり

《子どもと教師、子ども同士の信頼関係の構築》

- ・ 子どもが安心して話せる、学べる環境づくり
- ・ 個を大切にする学級経営

- ・ 「学校生活アンケート」や「ハイパーQ Uテスト」の結果を生かしたよりよい学級経営

《道徳教育の充実》

- ・ 思いやり・感謝・生命尊重の心の育成
- ・ 自己肯定感の向上
- ・ HP等で積極的な情報発信
- ・ 教職員研修の実施

《特別活動の充実》

- ・ よさを認め合う指導
- ・ 個性の伸長を図る指導

③ 分かる・できる授業の実践

《日々の授業の充実》

- ・ めあてとまとめの整合性
- ・ 発問や板書の工夫
- ・ 現職教育での授業実践・改善

- ④ 相談体制の整備
 - ・ ハイパーＱＵテスト結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
 - ・ 定期的「学校生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ⑤ 縦割り班活動の実施
 - ・ 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とのコミュニケーション能力を身に付けさせる。
- ⑥ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - ・ 全校児童のインターネット(メール、ラインを含む)に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ⑦ 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ・ 町内の小中学校や幼稚園、保育所と情報交換や交流学习を行う。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 実態把握
 - 《実態調査》
 - ・ 日常観察
 - ・ ノート・日記指導
 - ・ いじめアンケート調査
 - ・ 教育相談
 - ・ 養護教諭等からの情報提供
- ② 指導体制
 - 《組織的指導体制の構築》
 - ・ 校長を中心に一致協力体制の確立
 - ・ 職員会議などで対応マニュアル等の共通理解
 - 《関係者・関係機関との連携》
 - ・ ＳＣ・ＳＳＷとの連携
 - ・ ＰＴＡとの連携・協議

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの情報キャッチ・認知
- ② 報告
 - ・ 憶測を入れない
 - ・ 些細なことでも報告
- ③ 事実把握・情報収集
 - ・ いじめられた子、いじめた子からの事情聴取
 - ・ 他児童生徒、教職員から情報収集
 - ・ いじめられた子、いじめた子の保護者への誠意を持った説明
- ④ 問題状況の把握・理解
 - 《対策会議》
 - ・ アセスメントによる指導・援助方針の共有
 - ・ 指導・援助体制の構築

(6) 年間計画

月	実 践 事 項 ・ 指 導 内 容		
	生徒指導計画	児 童	保 護 者・地 域 等
4月	○ 第1回生徒指導委員会（「いじめ防止対策委員会」）を同時開催） ・ いじめ防止基本方針の確認と検討	○ 学級活動 ・ 「よい子の1日」の確認 ・ 学級開きと学級ルールの作成	○ 学校説明会・ＰＴＡ学級懇談 ○ 「いじめ防止基本方針」の説明と啓発

	・ いじめ未然防止に関わる共通理解 ・ 配慮を要する児童についての情報交換		
5月	○ 第2回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換 ○ ハイパーQ Uテスト ○ 伊達地区学校警察連絡協議会①	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ 運動会 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	○ 家庭訪問 ・ 情報交換
6月	○ 第3回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換 ・ ハイパーQ Uテストの結果をふまえた考察と対応策の共有化 ○ 「学校生活アンケート①」の実施	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ 見学学習 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	○ P T A個別懇談・学校保健委員会 ・ 保護者との情報交換 ・ いじめ防止についての啓発
7月	○ 第4回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換 ○ 「学校生活アンケート①」結果による教育相談	○ 学校行事等を通した仲間づくりと礼儀作法の習得 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	○ P T A学級懇談 ・ 保護者との情報交換 ・ いじめ防止についての啓発 ○ 学校関係者評価委員会① ・ 情報交換 ・ いじめ防止についての啓発
8月	○ 第5回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ 校内水泳記録会 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	
9月	○ 第6回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	
10月	○ 第7回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ 地区陸上記録会 ・ 学習発表会 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	
11月	○ 第8回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換 ○ 「学校生活アンケート②」の実施	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ 校内持久走大会 ・ ボランティア活動 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	
12月	○ 第9回生徒指導委員会	○ 学校行事等を通した仲間づくり	○ P T A個別懇談

月	・ 配慮を要する児童についての情報交換 ○ 「学校生活アンケート②」結果による教育相談 ○ 学校評価Ⅱ自己評価の実施	- づくり ・ ボランティア活動 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動 ○ 学校評価アンケート実施	・ 保護者との情報交換 ・ いじめ防止についての啓発 ○ 学校評価アンケート実施
1月	○ 第10回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ だんごさし ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	○ 学校関係者評価委員会② ・ 情報交換 ・ いじめ防止についての啓発
2月	○ 第11回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換 ○ 「学校生活アンケート②」の実施	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ 校内なわとび記録会 ・ 鼓笛移杖式 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	○ PTA学級懇談 ・ 保護者との情報交換 ・ いじめ防止についての成果と課題、改善案
3月	○ 第12回生徒指導委員会 ・ 配慮を要する児童についての情報交換 ・ いじめ防止基本方針の課題確認と改善案立案 ○ 「学校生活アンケート②」の結果による教育相談	○ 学校行事等を通した仲間づくり ・ 卒業式、修了式 ・ 6年生を送る会 ・ なかよしタイム 【毎週水曜日】 ○ 縦割り班活動	

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校評議員によるアンケートとする。
- ② 評価の結果をふまえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

(8) 重大事態への対応

- ① 重大事態の定義

ア いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされていると認められる場合
 ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

- ② 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合は、須賀川市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 須賀川市教育委員会の指導・助言のもと、当該事案の調査組織を設置する。
- ウ 「いじめ対策委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、関係機関との連携を密にする。
- エ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等をふまえる。
- オ 調査結果を須賀川市教育委員会に報告する。
- カ 調査結果をふまえ、必要な措置をとる。